

運動部活動リスクマネジメント

渡瀬 浩介

(西九州大学健康福祉学部スポーツ健康福祉学科)

(2022年2月10日受理)

Sports Club Activity Risk Management

Kousuke WATASE

Department of Sports Health and Welfare, Faculty of Health and Social Welfare Sciences, Nishikyushu University

(Accepted: February 10, 2022)

Abstract

As part of educational activities, we'll examine the efforts of the Junior High School Sports Federation to support athletic club activities, taking into account the changes in the Courses of Study. We'll also study how to manage club activities in a safe and secure manner, and how to develop the ability required of students to work independently and spontaneously.

キーワード：部活動、危機管理、中体連、体育、スポーツ

Keywords : club activity, risk management, Junior High School Physical Culture Association, physical education, sports

I. 研究目的

1. 運動部活動の歴史と現状

学校における運動部活動の歴史を辿るなかで、学習指導要領¹⁾の変遷を鑑みながら考えなければならない。戦後間もない、昭和22年6月に学校体育指導要綱が発行された。はしがきには、わが国が民主国家として新しく出発するにあたって最も重要なことは国民の一人一人が健全で有能な身体と善良な公民としての社会的、道徳的性格を育成することである。体育はこの目的を達成するために必要な技能や知識を修め、これを実践するのに最も具体的で実際的な機会を与えるものであると記され、学校体育がスタートした。昭和26年7月には、中学校・高等学校学習指導要領保健体育科体育編(試案)が示され、昭和33年10月に中学校学習指導要領の告示があり、教育課程が整理され保健体育科の目的もより明確となった。昭和44年4月に改訂があり、部活動が特別活動の位置づけとなり、部活動が教育活動の一環であることが強調された。平成4年4月に運動部活動について、中学校指導書保健体育科編第3版から運動部活動についての文言が挿入された。

一方、昭和22年に日本中学校体育連盟が発足し、各都道府県においても体育連盟が発足し、中学生の体位体力の向上やスポーツを通じた人間形成を支える組織となって現在に至っている。

佐賀県においても、戦後間もない昭和22年4月に県内中学生の体位体力の向上とスポーツを通じた健全育成を目的として発足され、以来一貫して学校教育の中核をなす位置づけとして、運営等に当たった。そして、時代や社会の変容にも対応しながら、学校の教育活動の一環として中学生のスポーツ活動を支援している。現在は、特に、危機管理にも重きを置き、練習日数や練習時間などを考慮した休養を取り入れながらの部活動運営の研究実践を行っている。

また、現在は、働き方改革等にも鑑み、スポーツ庁から全国都道府県に対して、部活動改革プロジェクト委員会の組織を立ち上げ、検討することを喫緊の課題として指示を受けているところである。これらも含め運動部活動の運営におけるあらゆるリスクを想定し、課題などを整理しながら望ましい環境整備をすることにより、子どもたちが自ら安全に生き生きと活動できることを目的とし研究する。

II. 研究方法

1. 対象

佐賀県内中学生の活動状況を把握し、佐賀県中学校体育連盟など関係機関(文部科学省・スポーツ庁・日本ス

ポーツ振興センター・日本中学校体育連盟・佐賀県教育委員会)による安全対策の現状を対象とする。

2. 方法

筆者は佐賀県中学校体育連盟会長、日本中学校体育連盟全国大会対策委員会委員長、佐賀市少年スポーツあり方検討委員会委員長を歴任したことを踏まえ、佐賀県中学校体育連盟調査研究部が調査した、安全対策等各学校の取組を検証することにより、あらゆる方面から望ましい運営について検証する。

III. 結果と考察

1. 佐賀県中学生のスポーツ活動の状況

表1 佐賀県中学生のスポーツ活動の実態

| 令和元年度運動部活動部員数とその割合 | | | | | |
|--------------------|-----|-------|-------|-------|--------|
| | 学年 | 1年 | 2年 | 3年 | 計 |
| 男子 | 生徒数 | 4,267 | 3,966 | 4,138 | 12,371 |
| | 部員数 | 2,933 | 2,793 | 2,837 | 8,563 |
| | 加入率 | 69% | 70% | 69% | 69% |
| 女子 | 生徒数 | 3,813 | 3,874 | 3,940 | 11,627 |
| | 部員数 | 2,059 | 2,269 | 2,168 | 6,496 |
| | 加入率 | 54% | 59% | 55% | 56% |
| 合計 | 生徒数 | 8,080 | 7,840 | 8,078 | 23,998 |
| | 部員数 | 4,992 | 5,062 | 5,005 | 15,059 |
| | 加入率 | 62% | 65% | 62% | 63% |

2. 活動時間や休養日に係る調査

1) 休日の練習時間

表2 休日の活動時間

| | 専門 | 専門外 |
|-------------|-----|-----|
| 0分～1時間未満 | 5% | 0% |
| 1時間以上～2時間未満 | 0% | 2% |
| 2時間以上～3時間未満 | 18% | 27% |
| 3時間以上～4時間未満 | 34% | 39% |
| 4時間以上～6時間未満 | 32% | 25% |
| 6時間以上～8時間未満 | 11% | 7% |
| 8時間以上 | 0% | 0% |

○休日の練習時間は専門、専門外ともに3時間以上～4時間未満がもっとも多くなっている。

○専門の指導者がいる部活動のほうが4時間以上練習を行っている割合が高い。

2) 土日に部活をしない日(完全休養日)

○土日に部活をしない日については専門、専門外ともに月に1日と回答している割合が最も高い。

○専門外で4日以上休みをとっている割合が高い。

表3 土日に部活動をし
ない日

| 日数 | 専門 | 専門外 |
|------|-----|-----|
| 0日 | 23% | 20% |
| 1日 | 34% | 23% |
| 2日 | 16% | 16% |
| 3日 | 18% | 23% |
| 4日以上 | 7% | 18% |

3) 平日、部活の休養日(週)

表4 平日、部活の休養日

| 休養日 | 専門 | 専門外 |
|-----|-----|-----|
| 0日 | 34% | 34% |
| 1日 | 61% | 66% |
| 2日 | 5% | 0% |
| 3日 | 0% | 0% |
| 4日 | 0% | 0% |
| 5日 | 0% | 0% |

○専門、専門外ともに平日1日休養日をとっている割合が最も高い。

3. 活動におけるリスク

1) 勝利至上主義による練習計画

練習計画に変化がなく、マンネリ化が事故を招く。計画に当たっては、子どもたちの現状を把握し、個々の能力に応じた計画が大切である。また、四季や環境に応じた内容でなければならない。さらには、年間計画、月計画、週計画、当日の計画による実施が望まれる。

2) 指導者によるハラスメント

子どもの人権を尊重しながらの支援であるかを常に念頭に置きながら、威圧や押しつけのない支援や自ら進んで活動できる場の工夫が必要である。

3) 環境によるリスク(熱中症・落雷)

熱中症を予見し、水分・ナトリウム・糖分など計算された補給により、リスクを軽減する。また、雷鳴時の避難場所の確保と速やかな移動のための訓練、Jアラート発令時の避難方法と経路など周知しておくことが求められる。また、中学校体育連盟が主催する地区の大会など、限られた予算の中で、空調設備のある施設を使用する手だてなども大きな課題となる。

4) 保護者などの過剰な期待

保護者による理不尽な練習計画や指導者や子どもへの暴言などにより、追い込まれることによる事故の発生にも対策が必要である。

5) 指導者の指導力不足

自身の競技経験に頼った指導であったり、間違った指導による事故を防ぐためにも研修会等への積極的な参加が必要である。

6) 指導者の勤務環境

指導者自身の休養が必要であり、これが指導者の不安や焦りなどにも繋がっていく。

7) ドーピングによる健康被害

指導者の知識不足や結果を求めすぎる過ちとして、不適切な薬等の摂取による身体へのリスクはあってはならないことである。

4. スポーツ活動によりもたらされる効果

運動部活動の意義については、別添にて示すとおりであり、教育的効果は極めて高いと考えられる。これに伴い活動によって人間関係づくりや自身の体力や技能の状況を知り、課題を設定し、課題解決に向けて取り組む力を育成する効果も期待されることである。

5. スポーツ活動における課題と留意点

スポーツの持つ特性上、試合に勝ちたいと思う気持ちは重要であるが、勝利至上主義に陥ることも少なくない。また、子どもたちの心身の状況にも配慮が必要であるが、無謀な練習計画や強い指導体制などにより、子どもの自主的な活動の場ではなくなる状況も発生している。

6. 天候等による大会開催のリスク

ここ数年連続している異常気象によるリスクは増大しており、運営においては、すべてのリスクを想定しての準備が必要となる。特に熱中症対策として各種目における給水や休憩ルールの導入、雷対策として、雷鳴時のゲーム停止ルールや避難所の設定と避難経路の周知、AED設置の有無、Jアラートが発令された場合の選手や観客の安全確保など多くの対策が必要となっている。

7. 間違った指導によるリスク

わが国のこれまでの社会構造にも起因することが考えられるのだが、指導者によるパワーハラスメントや体罰、人権を著しく侵害する言動など、連日のように報道されるなかで、指導者は自身の経験による指導に頼るのではなく、科学的な指導法や休養を取り入れた指導計画など、多くを学ぶ必要があり、その体制づくりが喫緊の課題でもある。

8. 今後の運動部活動のあり方

新指導要領でも部活動は学校の教育活動の一環として位置づけられており、教育的な価値や効果を期待している。このような効果を達成するために見直しが必要な事項が山積している。指導に必要な技術の習得、子どもたちの心身の状況を知るための手だて、休養日を効果的に活用する練習計画、地域の教育力を活用する外部指導員の望ましい活用、側面から支援する保護者の意識の高揚や望ましい支援のあり方、大会運営における危機管理のあり方、気象状況に応じた対策や競技ルールの見直し、部活動によって得られた事項の学校教育活動への生かし方など、課題は山積しているが、なぜこのような活動や支援を行うかを問い直し、原点回帰しながら、問題解決に当たらなければならないと考える。

9. 部活動に関する各連盟等よりの資料

1) 部活動の意義と運営について³⁾

(校長から保護者への文書例)

部活動については、多くの教育的な意義を有し、学校では教育課程外の教育活動として位置づけてその運営に当たっています。現在、本校には運動部10部と文化部2部があり、部活動運営計画に基づき創意・工夫をしながら練習計画に則り運営しています。特に、運動部については、学校教育の一環として、勝利至上にならぬよう、一人一人のレベルに応じて支援するように努めています。また、同じ目標に向かいながら、課題を設定し、課題解決のための実践などをおして、自ら考え、実践できる生徒の育成を目指したり、子どもたちにとっては、学年や学級を離れた仲間との触れ合いなどにより、多くを感じ、学ぶ場となっています。

もちろん、競技の特性上、「勝ちたい」と思考するのは当然のことですが、勝つために活動するのではなく、そのための方法を考えたり、実践したりすることが教育なのです。つまり、結果よりもその過程を評価することが大切です。

県内の多くの中学校では、少子化に伴う部活動削減を实行している現状です。部の運営について、学校としては限界があるため、文部科学省は、子どもが望む場の開設を目指すとし、そのためには、必ずしも学校での活動に限ることなく地域（地域の教育力）にその場を求め、双方で活動を支援するようとしています。

地域のクラブでの活動を応援しながら、地域の指導者との情報交換に努め、子どもを支援していきたいと思えます。ご理解とご協力をお願いします。

【地域のクラブで活動の場合は、原則として以下の手順で報告及び申請をお願いします。】

- (1) 活動種目、活動者名簿及び緊急連絡網
- (2) 活動場所

(3) 活動時間帯

(4) 指導者及び指導資格等

((公財)日本体育協会公認指導資格などあれば望ましい・指導者研修会への参加状況)

(5) クラブ運営基本計画(目標・年間計画・月計画・週計画・活動メニューなど)(県・地区中学校体育連盟が主催する大会への出場について)

上記、資料を作成され、担任を通じて校長に申請をしてください。活動内容について、教育活動の一環として行われる大会への出場が望ましいと判断次第、学校代表としての出場許可を出すとともに、参加条件である引率教師を配置するものいたします。また、外部コーチについては、単年度毎の契約とし、校長面接のうえ決定します。

2) 運動部活動の運営について⁴⁾

本連盟では、これまでに文部科学省および佐賀県教育委員会からの通知等内容を踏まえたうえで、提言を行いその周知に努めてまいりました。

また、学習指導要領が改訂となる毎に、部活動が教育活動の一環であり、多くの教育的意義を有するとされています。その一方で課題も少なくない現状です。

つきましては、次の事項について、各学校でご理解のうえ、運動部活動の運営が適切に行われますよう、お願いいたします。

記

(1) 生徒の人権を尊重し、自発的・自主的に活動できる場づくりに努める。生徒の指導にあたってはいかなる場合でも身体に対する侵害、肉体的苦痛を与える懲戒等、体罰を行ってはならない。

(2) 体育施設設備等を定期的に点検するなど、安全管理を徹底し、事故の防止に努める。

(3) 休憩時間の設定や水分補給に細心の注意を払い生徒の体調管理に配慮する。

(4) 原則として、土・日曜日のいずれかを休養日とし、平常日にも1日程度の休養日を設定することが望ましい。

(5) 生徒や地域の実情に応じて、教育課程との関連を図りながら、運営計画を作成する(3年間を見通した計画を立てるとともに、実情に応じた練習計画作成を工夫する)。

(6) 生徒一人一人の状況に応じた活動計画を立てる。

(7) 生徒の健康面にも十分に配慮した練習計画を作成し保護者の理解と協力を得るよう努める。

(8) 外部指導者の導入を図るなど、地域の教育力を活用したり、地域のスポーツクラブとの情報交換や連携に努める。

(9) 顧問(指導者)は積極的に研修会等に参加し、指導力の向上に努める。

(10) 心身ともに健全な中学生を育成する場であることから、眉そり・髪の色・ピアス等装飾品着用については、指導の徹底に努める。

3) 弾道ミサイル落下時の行動について⁴⁾

○弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。

○ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

※メッセージが流れたら、直ちに以下の行動をとってください。

【屋外にいる場合】

○近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。

○近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

【屋内にいる場合】

○できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

※近くにミサイルが落下した場合、直ちに以下の行動をとってください。

【屋外にいる場合】

○口と鼻とハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

【屋内にいる場合】

○換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください

4) 少年スポーツに関する取組資料⁵⁾

ジュニアスポーツに関して、昨今スポーツ障害が増加しており、(公財)日本スポーツ協会から示されている望ましい練習日数や時間などを受けて、各都道府県でも同様の通知等で対応している。しかし、何ら拘束力もなく、不適切な練習計画により過熱化の一途を辿っている。

佐賀市教育委員会では子どもたちのスポーツ環境を整えることを目指し、「少年スポーツあり方検討委員会」

を設置して、小学生スポーツ活動の現状を把握し提言を行った。これまで各都道府県の示す内容はほぼ同様であったが、ここでは一步踏み込んで学校体育施設貸し出しの制限案などを具体的に盛り込んだことから、全国的にも話題となり、議会質問で6名の議員から同一の質問が出されるなど、賛否両論あり、様々な議論がなされることになった。

各地域やクラブ指導者に対して、時間をかけて丁寧に説明し、理解してもらうことを目的として、担当者が出向き説明に当たった。また、これらのことを踏まえ、「少年スポーツ指導者教本」改訂版を作製し、指導者や保護者を対象とした研修会を多く開催し、教本の内容を周知することとした。方針は次のとおりである。

「少年スポーツのあり方についての取組方針」

佐賀市教育委員会

【趣旨】

少年期のスポーツは、生涯を通じてスポーツと関わる習慣を身につける重要な準備期であり心身の健全な育成に寄与するものです。このため、小学生の段階では、子どものレベルに応じたスポーツの楽しさを体験させ、将来にわたってスポーツに親しむ素地をつくる大事な時期との認識で取り組む必要があります。

また、学童期において、楽しいスポーツ活動を行うための理想的なスポーツ指導は、目先の試合の成績や結果のみにとらわれず、子どもの長い人生の中で「今、子どもの将来のために何をしておかなければならないか」という視点に立つことだと考えます。

このようなことから、佐賀市では平成18年3月に『少年スポーツ指導者教本』を作成し、少年期の望ましいスポーツ活動について、「練習日数は週3日以内、1日の練習時間は2時間を超えない」等の目安を示し、周知・啓発に努めてきました。しかしながら、一部の少年スポーツクラブでは、この目安を超える練習が行われている状況が続いています。

この現状をふまえて、平成27年6月に設置した「佐賀市少年スポーツのあり方検討委員会」において、少年期のスポーツのあり方や指導方法等について検討が重ねられ、本市教育委員会に「これからの少年スポーツのあり方」についての提言が提出されました。この提言では、少年スポーツの望ましい運動量とともに、指導の質の向上や指導者と保護者のあり方等について言及されています。

本市教育委員会は、この提言の内容を尊重し、成長期にある子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通して心身の健全な育成を図ることを目的として、本方針を定めるものです。

【意義】

少年スポーツは、スポーツを通して心身の健全な育成を図ることを目的として行われており次のような特徴があります。

- ・スポーツを楽しみながら継続的に行うことにより、精神的にも身体的にも望ましい成長が期待できます。
- ・スポーツを自発的・主体的に行うことにより、自立し、たくましく生きる力が養えます。
- ・多様なスポーツ活動やいろいろな運動を経験することにより、バランスのとれた体力が育まれます。
- ・仲間とともに努力することにより、社会性が高まり、チームや地域の一員としての意識が醸成されます。

【方針】

少年スポーツの意義を深め、子どもたちにとってより良い少年スポーツ活動を推進するため佐賀市教育委員会として次の4つの方針に沿って、社会体育関係団体等や学校と連携を図りながら、取組みを進めていきます。

1. 少年スポーツクラブの指導者と保護者のあり方

少年スポーツの指導者と保護者が、お互いの立場を尊重しつつ、子どもにとってより良い方向性をめざしていきけるよう、良好な関係を築く仕組みをつくる必要があります。

- 1) 指導者・保護者の定期的な話し合いの場を設定する。
- 2) 指導者の資質向上のために、指導者資格を取得する研修会・講習会等への参加を、クラブ運営組織（保護者会等）として積極的に支援する。

2. 指導者・保護者に対する実効性のある意識啓発

指導者と保護者が、子どもたちの心身の健全な育成を図るため、必要な知識を習得し、少年スポーツに対する理解を深めることが重要です。

- 1) 少年スポーツに関する研修会・講習会等に指導者・保護者が積極的に参加する。
- 2) 少年スポーツの指導に必要な指導者資格の取得に努め、活動に活かす。

3. 望ましい運動量

小学生の時期は、発育・発達期の心と体を良好な状態にしていけるため、練習の質と量を適正にしていく必要があります。日本臨床スポーツ医学会から“練習日数と時間については、小学生では、週3日以内、1日2時間を越えないこと”が提言されており、本市「少年スポーツ指導者教本」にも明記しています。また、「少年スポーツのあり方検討委員会」においても重視すべきものと再確認されています。

- 1) 少年スポーツにおいては、小学生にとって適正といえる運動量を守る。

※学校体育施設については、1団体が練習として利用する際は、週に3回以内、1回2時間以内とするよう努める。なお、土曜・日曜・祝日等は半日までとし、1回と数える。ただし試合は除く。

引用・参考文献

- 1) 文部科学省学習指導要領
- 2) 平成29年度佐賀県中学校体育連盟調査研究集
- 3) 佐賀市立中学校校長連絡
- 4) 佐賀県中学校体育連盟会長提言
- 5) 平成28年度佐賀市少年スポーツあり方検討委員会答申